

委 員 意 見 票

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府水道部	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月11日から 平成22年7月21日まで
---------------------------------------	--------	-----------------	------------------------------

委員意見

大戸川ダム、丹生ダム、安威川ダム、紀の川大堰の計4ダムの利水撤退に係る損失（最大見込値で649億円）について、利水撤退を決定した段階で資産価値が減失または毀損している分（最大値498億円）は、早急に特別損失処理すべきである。また、丹生ダムに係る独立行政法人水資源機構による立替金の精算見込額（最大値122億円）など、将来の損失負担の発生可能性が高いものについては、当面は注記開示を行うべきである。

1 利水撤退ダムの会計処理等の現状

(1) 利水撤退決定の経緯

府では、下表のように水需要予測及びそれに伴う水源計画の見直しを実施した結果、平成17年8月に大戸川ダム、丹生ダム、平成21年11月に安威川ダム、紀の川大堰の計4ダムについて利水撤退を決定している。

【水需要予測及び水源確保量の推移】

年度	平成12年度 (予測)	平成16年度 (予測)	平成21年度 (予測)	平成21年度 (実績)
水需要予測結果	(H22目標値)	(H27目標値)	(H32目標値)	—
一日最大給水量	253万立方メートル	216万立方メートル	168万立方メートル	167万立方メートル
一日平均給水量	201万立方メートル	180万立方メートル	149万立方メートル	148万立方メートル
水源確保量(※)	253万立方メートル	231万立方メートル	187万立方メートル	—

※水源確保量＝一日平均給水量149万立方メートル÷府水道水源の利水安全度0.8（平成21年度予測より）

なお、水需要予測について、平成12年度及び平成16年度当時の予測（一日最大給水量）は、平成21年度実績と比較すると、結果として過大需要予測になると見込まれ、平成21年度予測では、平成20年度までの実績を加味し、平成12年度予測から約3割減、平成16年度予測から約2割減の大幅下方修正となっている。水需要予測は、ダム建設計画、施設整備計画の策定あるいは計画の見直し・撤退という重要な政策決定の根源となるデータであるため、水道部では、今後、5年の一度の見直しに限定することなく、毎年度、予測値と実績値の比較検証を行い、適宜更新を行う方針である。

(2) 利水撤退に係る損失の会計処理

4ダムの利水撤退に係る損失については、決算書に資産計上（建設仮勘定、ダム使用权、水利権）されているが、利水撤退の決定により不良資産化しているものや、今後、国や独立行政法人水資源機構（以下、機構という）等から撤退負担金又は立替精算金を求められる可能性があるものが存在するため、水道部では平成22年2月作成の将来収支見込において、以下のように特別損失見込額（最大値）を試算している。

(単位：億円)	資産計上分		追加損失見込分 (最大値)	
	有形固定資産 (建設仮勘定)	無形固定資産 (ダム使用権、 水利権)	撤退負担金 立替精算等	備考
紀の川大堰 (直轄ダム)	5	295	—	完成済
安威川ダム (補助ダム)	172	14	7	補助金返還等
大戸川ダム (直轄ダム)	—	3	22	国との精算等
丹生ダム (機構ダム)	—	9	122	水資源機構立替 金の精算
小計	177	321	151	
合計			649	

しかしながら、不良資産化している資産計上分（有形固定資産分177億円、無形固定資産分321億円の計498億円）の特別損失処理は行われておらず、また追加負担の可能性のある撤退負担金・立替精算等に係る損失見込分については、精算額が完全に確定していないことを理由に、会計上の引当処理や注記開示等を行われていない。

なお、水道部作成の将来収支見込においては、紀の川大堰、安威川ダム、大戸川ダムは平成22年度に、丹生ダムは、機構との最終的な立替精算の確定に時間がかかるとの見込みから、平成23年度に損失処理を見込んでいる。

2 課題

- (1) 4ダムの利水撤退に係る損失のうち、資産計上分（有形固定資産分177億円、無形固定資産分321億円の計498億円）は、多目的ダム法等に基づく計画自体の廃止に至っていない等の理由により、平成21年度決算では、特別損失処理されず、資産計上あるいは償却処理を継続している。
- (2) しかしながら、ダム建設等に係る資産は、本来の利用目的である利水からの撤退を決定した段階で資産価値が減失または毀損しており、また、将来の料金収入で回収することが見込めない支出であることから、早急に特別損失処理すべきである。また、公営企業会計の保守主義の原則の観点からも、将来において多額の特別損失処理が見込まれる資産が貸借対照表に計上されたままの状態は、健全な財政状態とはいえず、この点からも早急に特別損失処理することが求められる。
- (3) また、追加損失見込分（撤退負担金及び損失精算等151億円）については、精算額が完全には確定していないとの理由により、会計上は何らの処理もされていない。しかしながら、会計上は、完全に将来の費用又は損失が確定していなくとも、ア 発生の可能性が高く、イ その金額を合理的に見積もることができる場合には、引当金処理が必要となり、また、ア 発生の可能性は高いものの、イ その金額を合理的に見積れない場合であっても、偶発債務として注記開示する必要がある。この点からすると、将来損失の可能性のある撤退負担金等のうち発生の可能性が高いものは、少なくとも偶発債務としての注記開示が必要であったと考えられる。特に、丹生ダムに係る機構立替金の精算見込額（最大値で122億円）は金額的に重要であり、また多額の立替精算金の発生が十分に見込まれるため、当面は注記開示を行うべきであり、将来負担情報を利用者たる府民に対して適時に開示されたい。

委 員 意 見 票

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府水道部	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月11日から 平成22年7月21日まで
---------------------------------------	--------	---------------------	------------------------------

委員意見

水道部の不用地のうち、事業管理室所管の寝屋川市太秦の土地（3,475.76平方メートル、4億円）は、同市の有償取得への取組を条件に使用許可を与えているが、既に10年以上が経過しており、処分の取組が遅延しているといえるため、早期処分に努められたい。

また、旧津守浄水場用地（18,636.63平方メートル、簿価約1.6億円）は、平成16年3月の旧大阪臨海工業用水道企業団の解散に伴い不用地となり、6年以上経過しているため、現状実施している大阪市との処分に向けた協議を軸に早期処分に努められたい。

さらに、平成21年度の利水撤退の決定に伴い、安威川系浄水場予定地（17,173.24平方メートル、簿価約13億円）及び紀の川系浄水場予定地（泉佐野浄水池予定地含む）（103,569.85平方メートル、簿価約17億円）という広大な不用地が新たに発生している。

水道部では、不用地となった企業用地を行政財産に区分したまま管理し、所有しつづけることは、府民の負担に直結することから、本来、当初の保有目的を外れたものは行政財産（企業用地）の用途廃止を行い、明確に普通財産の不用地として区分することにより、早期に新たな用途に変更する、又は処分を促すなどの検討対象になるように財産管理体制を整備されたい。

1 不用地の現状

(1) 主要な不用地の現状

水道部では下表のとおり多くの不用地を抱えており、「不用地一覧」を整備し管理している。

所管／所在地番	面積 (平方メートル)	台帳価格 (百万円)	備考
事業管理室（上水） 寝屋川市太秦 249-22 他	3,475.76	407	寝屋川市に放置自転車 置場として使用許可
東部水道事業所（上水） 寝屋川市大字太秦 278-11	1,954.17	123	平成22年入札予定
東部水道事業所（上水） 大東市寺川4丁目 675-1 他	28,025.21	52	古墳、地元市に移管予定
東部水道事業所（上水） 四條畷市岡山東5丁目 48-1 他	24,786.53	45	地元市に売却予定
その他（31件）	15,355.49	79	
合計（35件）	73,597.16	706	

上表のうち、事業管理室所管の寝屋川市太秦の土地は、同市が早期の有償取得に向けて取り組む旨の念書を平成8年に差し入れたことを根拠に、府が使用許可を与えているが、同市の厳しい財政状況を背景に未だに有償取得は実現しておらず、既に10年以上が経過している。

また、この他に、旧津守浄水場用地（18,636.63平方メートル、簿価約1.6億円）は、平成16年3月の旧大阪臨海工業用水道企業団の解散に伴い不用地となり、6年以上経過していることが判明した。なお、同土地は府が8分の5、大阪市が8分の3で共同所有している。

さらに、平成21年11月に安威川ダム及び紀の川大堰からの利水撤退の決定に伴い、安威川系浄水場予定地（17,173.24平方メートル、簿価約13億円）及び紀の川系浄水場予定地（泉佐野浄水池予定地含む）（103,569.85平方メートル、簿価約17億円）が新たに不用地となっている。

(2) 不用地の管理状況

水道部では、企業用地の管理を、取得から工事着工までは事業管理室で行い、工事着工後は各所属部署（2浄水場、3事業所）に引き継ぎ、各所属部署は、定期巡視、保全工事の実施等により現地管理を行っている。

企業用地のうち、水道施設の廃止、目的変更等により不用となった土地については、事業管理室が管理しており、処分可能な物件から、順次、売却等の処分を行うこととなっている。

しかしながら、水道部では「不用地一覧」に記載しているものを含め、不用地となった企業用地について、現地事業所での維持管理や有効活用策の検討を継続する点を重視し、現地事務所で管理し続けることができるよう、財産区分上は行政財産（企業用地）に区分したまま管理している。

2 課題

(1) 事業管理室所管の寝屋川市太秦の土地（3,475.76平方メートル、簿価約4億円）は、公共利用優先の方針のもと、同市の早期の有償取得を前提に使用許可を与えていたが、既に10年以上が経過しており、処分が長期化している。今後は、一定の期限を設けて、同市による有償取得の可否を判断した上で、同市による有償取得の可能性が低い場合には、民間への売却を検討するなど早期処分に努められたい。

(2) また、旧津守浄水場用地（18,636.63平方メートル、簿価約1.6億円）は、不用地となって6年以上経過しており、処分に向けた取組が遅延していると考えられる。平成16年3月に企業団が解散して以降、大阪市による暫定利用やPCB含有調査等が必要であったとのことであるが、現状実施している大阪市との処分に向けた協議をより早期に開始すべきであったと考える。同様に早期処分に努められたい。

(3) さらに、安威川系浄水場予定地（17,173.24平方メートル、簿価約13億円）及び紀の川系浄水場予定地（泉佐野浄水池予定地含む）（103,569.85平方メートル、簿価約17億円）は、長期滞留の不用地とならぬよう、早期に他用途への活用方策や処分策の検討が必要である。特に、紀の川系浄水場予定地は、実際にはダム周辺の辺鄙な広大地であることから、他用途への転用は困難な状況が見込まれるため、活用方策又は処分の検討の際には特に留意されたい。

(4) 一方、水道部では、同部での有効活用や維持管理の点を勘案し、不用地となった企業用地を行政財産に区分したまま管理しているが、本来は行政財産（企業用地）の用途廃止を行い、明確に普通財産の不用地として区分し、早期処分を促すような財産管理体制を整備されたい。

(5) 加えて、不用地情報を決算書で注記開示するなど、対外的な情報提供を行い、早期処分の取り組みを促進されたい。

委 員 意 見 票

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府水道部	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成 22 年 6 月 11 日から 平成 22 年 7 月 21 日まで
---------------------------------------	--------	---------------------	--

委員意見

大阪府水道部の職員に係る退職給与引当金について、過去の一定時点の職員の退職金支給水準に調整を加えて計算する独自の算定方法を採用しているため、決算書にて計上されている引当金額（約 34 億円）について、本来の所要額が満たされているか不明である。企業団へ移行する前に正確な金額を把握し、是正措置を検討されたい。

また、現在の水道部決算書の退職給与引当金について、具体的な計算方法など会計方針が記載されていないため、決算書における計上額が平成 21 年度末時点の要引当額の全額であると誤認識されてしまうことのないよう、会計方針などの情報開示も併せて実施されたい。

1 平成21年度決算書における退職給付引当金

(1) 退職給付引当金について

地方公営企業では引当金として退職給与引当金が定められているが、その計算方法としては、決算期末日時点で在籍する職員が自己都合により退職することを想定した場合の要支給額（自己都合要支給額）を負債として計上する方法が採用されている。

(2) 水道部が採用している退職給与引当金計算方法について

水道部では、上述の自己都合要支給額を年度末ごとに厳密に計算するのではなく、過去に計算した平成11年度末時点の期末人員に係る自己都合要支給額を基準に、平成26年までの15年間で毎年段階的に引当金を積み増す方法を採用している。

すなわち、下表のとおり、平成11年度末時点の自己都合要支給額を算定し（約60億円）、平成26年度までの15年間で同金額に達するまで段階的に引当金を積み上げており、この計算結果として平成21年度では約34億円が決算書に計上されている。

【退職給与引当金残高推移（平成22年度以降は計画値）】

（単位：百万円）

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
引当金 残高	上水	180	339	509	555	687	824	1,212	1,716
	工水	62	116	175	190	236	283	416	589
	合計	241	455	683	745	922	1,107	1,629	2,306
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
引当金 残高	上水	2,194	2,557	2,944	3,332	3,719	4,106	4,493	
	工水	753	878	1,011	1,144	1,277	1,410	1,543	
	合計	2,947	3,436	3,956	4,476	4,996	5,516	6,036	

平成21年度末で本来計上すべき正確な金額を算定していないが、毎年職員数変動していることや、職員平均年齢が上昇していることからすると、平成21年度末時点での計上金額（約34億円）で要支給額が満たされているか不明である。

また、このような独自の計算方法により退職給与引当金が計算されていることが決算書に何ら開示されていない。また、水道部では決算概要と経営状況をさらに詳細に説明するために、決算書以外に「経営レポート」を作成しているが、この中でも退職給与引当金に係る会計方針は記載されていない。

2 課題

- (1) 以上のように、大阪府水道部の職員に係る退職給与引当金について、過去の一定時点の職員の退職金支給水準に調整を加えて計算する独自の算定方法を採用しているため、決算書にて計上されている引当金額（約34億円）について本来の所要額が満たされているか不明である。企業団へ移行する前に正確な金額を把握し、是正措置を検討されたい。
- (2) また、現在の水道部決算書の退職給与引当金について、具体的な計算方法など会計方針が記載されていないため、決算書における計上額が平成21年度末時点の要引当額の全額であると誤認識されてしまうことのないよう、会計方針などの情報開示も併せて実施されたい。

委 員 意 見 票

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府水道部	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成 22 年 6 月 11 日から 平成 22 年 7 月 21 日まで
<p>委員意見</p> <p>大阪府水道部の水道事業及び工業用水道事業の決算書において、本来は年度の費用として計上すべき支出が資産計上されていたため、結果として年度の事業費用が過少又は費用処理が遅延化することで、正確な経営情報を提供していない状況にある。</p> <p>今後、適正な経営情報が提供できるよう、上記のような費用処理が遅延化している事案を調査し、是正措置を講じられたい。</p>			
<p>1 年度の事業費用として計上すべき項目</p> <p>(1) 本庁事務的経費</p> <p>大阪府水道部では、管理部門である本庁で支出される事務的経費（本庁ビル借上料 48 百万円、本庁舎清掃業務委託料 2.7 百万円など）を、まず、給水能力を基準に水道事業会計と工業用水道事業会計に按分し（第一段階按分）、次に、水道事業に按分された金額を一对一の割合で改良費（資産計上分）と総係費（年度費用分）に按分計上している（第二段階按分）。つまり、本庁ビル借上料など事務的経費の一部が、水道事業の資産に付加的に計上されており、年度の費用として処理されていない。</p> <p>本庁などの管理部門の経費は、そのほとんどが資産の一部を構成するものではなく、年度の事業費用として処理されるべきものであると考えられるため、是正されるべきである。</p> <p>(2) 特定の工事等に関連しない委託料</p> <p>水道部では、施設の老朽化や耐震化対策として「中期整備事業計画」を策定しており、この計画策定に係るコンサルティング業務を外部に委託しているが、当該委託料（79 百万円）が建設仮勘定として資産計上されている。</p> <p>一方、建設仮勘定とは、「建設中の建物や製作中の機械・設備等完成前の有形固定資産への支出を計上しておく仮勘定」であり、有形固定資産の建設・製作業務に明確に関連する直接的な支出を計上する科目である。</p> <p>本件のような施設整備全体の計画策定に係る委託料は、特定の資産の建設工事等との直接的な関連性があるとは考えにくく、建設仮勘定として資産計上すべき性質のものではないと考えられる。</p> <p>(3) フェニックス事業に係る委託料</p> <p>フェニックス事業とは、廃棄物を適正処理するために大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「整備センター」という。）が主体となり、大阪湾の埋め立てを行う事業である。</p> <p>大阪府水道部では、水の浄化過程で生じた汚泥について整備センターに対し埋め立て処理の委託を行っており、当該委託料を施設利用権として資産計上する処理を採用している（平成 22 年 3 月 31 日時点で資産計上されている金額は水道事業・工業用水道事業合わせて 208 百万円。フェニックス計画の完成予定である平成 33 年まで費用化はされない方針）。</p> <p>しかし、この埋立地について大阪府が将来利用できる権利を得たわけではないため、当該委託料が資産性のある支出であるとはいえない。</p> <p>すなわち、年度の事業費用として処理されるべきである。</p>			

(注) 資本的支出と収益的支出について

地方公営企業が支出を行った場合、その支出により資産価値が増加し、長期にわたって料金収入により回収すべきものは「資本的支出」として資産計上され、他方、それ以外の「収益的支出」は当該年度の費用として計上される。資本的支出の具体例としては施設の建設費、機能追加の更新支出などであり、収益的支出は定期的な維持管理費である。

なお、財団法人地方財務協会が出版している「公営企業の経理の手引」によると、資本的支出とは、「企業が支出を行った場合に、支出の効果が長期間にわたるもの」、収益的支出とは「企業が支出を行った場合に、経営活動に及ぼす効果が1事業年度だけのもの」とある。

2 課題

- (1) 本来は年度の事業費用として計上すべき項目（本庁事務的経費、特定の工事に関連しない委託料、施設利用権など）を資産計上することにより、結果として年度の事業費用が過少又は費用処理が遅延化するため、正確な経営情報を提供していない状況にある。
- (2) 今後は、適正な経営情報が提供できるよう、上記のような費用処理が遅延化している事案を調査し、是正措置を講じられたい。

委 員 意 見 票

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府水道部	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成 22 年 6 月 11 日から 平成 22 年 7 月 21 日まで
---------------------------------------	--------	---------------------	--

委員意見

一津屋取水施設（大阪府と他の自治体 4 市との共同施設）に係る維持管理費は、大阪府が一旦全額を支払った時点で費用処理しており、後に各市の負担額を徴収した時点で収益計上を行っている。しかしながら、他の自治体負担部分は立替えているだけであり、その支出の性格は費用ではなく「立替金」であると考えられる。

大阪府水道部が現在採用している会計処理によると、平成 21 年度末において費用及び収益がともに 116 百万円の過大計上となり、損益規模が実態より大きく見えてしまうため、「立替金」である事実を適切に表せるよう、会計処理の改善を検討されたい。

1 一津屋取水施設に係る維持管理費の会計処理

(1) 現状の維持管理費の会計処理について

一津屋取水施設は、大阪府ほか 4 市（大阪市・神戸市・尼崎市・西宮市）の共同施設であり、協定書により、管理・運営を大阪府に託された施設である。

当該施設に係る維持管理費については、最終的にはそれぞれの自治体ごとに分担額が決定されることになるが、その支払については一旦、大阪府が立て替えておき、後日請求することとなっている。

以上の維持管理費の処理を会計仕訳に表すと以下のとおりである（金額は平成 21 年度の実績である）。

【平成 21 年度一津屋取水施設に係る維持管理費負担額実績】

（単位：千円）

自治体	維持管理費負担額
大阪府	73,483
大阪市	41,425
神戸市	696
尼崎市	74,286
西宮市	412
計	190,302

【現状の会計仕訳（金額単位：千円）】

・維持管理費の支払について（立替分含む）			
（営業費用）	190,302	（現金預金）	190,302
・他自治体分の回収について			
（現金預金）	116,819	（その他営業収益）	116,819

(2) 現状の会計処理の問題点及びその問題点を修正できない理由

維持管理費については、あくまでも各自治体の分担額が決まっているため、最終的に大阪府の負担する費用は 73,483 千円のみであるにもかかわらず、上記の仕訳では他自治体分も負担しているかのようにみえる。

また、116,819 千円を「その他営業収益」に計上しているが、あくまでも他の自治体負担分を請求しただけであり、本来的な「収益」にあたるとは考えられない。

すなわち、他自治体への請求分は大阪府が一時的に立て替えただけであり、会計上もこの実態を適切に表す仕訳処理を行わなければならないと考える。

また、上記の仕訳により費用も収益も過大に表示される結果となり、損益計算書上、実態より損益規模が大きく見えてしまうという問題もある。

以上を鑑みると、本来あるべき仕訳は以下のとおりである。

【本来あるべき会計仕訳（金額単位：千円）】

・維持管理費の支払について（立替分含む）			
（営業費用）	73,483	（現金預金）	190,302
（立替金）	<u>116,819</u>		
・他自治体分の回収について			
（現金預金）	116,819	（立替金）	<u>116,819</u>

なお、大阪府水道部では、ア 他の自治体負担部分とはいえ、あくまでも「維持管理費」という費用の性格であることには変わりなく、「立替金」としての資産ではなく、費用として予算計上する必要があること、イ 公営企業においては「予算科目と決算科目の連動」が求められており、予算上で「維持管理費」として他の自治体負担部分も含めて費用計上した場合、決算でも同科目で費用計上する必要があることを理由に、これまで「立替金」としての処理を採用しなかった。

「大阪府の負担」か「大阪府以外の負担」かという点を判断して会計処理を検討すべきである。

2 課題

一津屋取水施設（大阪府と他の自治体4市との共同施設）に係る維持管理費は、大阪府が一旦全額を支払った時点で費用処理しており、後に各市の負担額を徴収した時点で収益計上を行っている。しかしながら、他の自治体負担部分は立替えているだけであり、その支出の性格は費用ではなく「立替金」であると考えられる。

大阪府水道部が現在採用している会計処理によると、平成21年度末において費用及び収益がともに116百万円の過大計上となり、損益規模が実態より大きく見えてしまうため、「立替金」である事実を適切に表せるよう、会計処理の改善を検討されたい。

委員意見票

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府水道部	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月11日から 平成22年7月21日まで
-------------------------------	--------	-----------------	------------------------------

委員意見

大阪府水道部は、平成23年4月を目途に、受水市町村（42市町村）が設立する企業団（一部事務組合）に事業を承継し、移行に向けた準備を進めている。なお、現時点では大阪市は同企業団の設立に参画していない。

しかしながら、移行に際して、詳細な検討を要する課題が山積している。

具体的には、利水撤退を決定したダムに係る損失等の処理、退職給与引当金の引当不足、年度の事業費用の過少計上など、決算書における情報開示の点で、移行までに整理すべき事項が残っている。また、非常に厳しい移行スケジュールにもかかわらず、「不用地の早期処分」、「不用地を含む資産・負債の承継の範囲や承継方針」、「府水道事業の従事職員（特に技術職）の取扱い」、「工業用水道事業の用水供給事業との一体的運営の検討」など、移行に係る諸課題が山積している。これらの諸課題について適時かつ着実に対応されたい。

さらに、企業団への移行に当たっては、大阪府水道部の事業を承継し、設立当初は職員の身分移管又は派遣で事業運営を行い、市町村水道事業と連携を拡大することで効率化を目指す旨は確認されているが、その具体的な効率化方策は示されていない。加えて、一部事務組合という新たな自治体を設立することになるため、議会、運営協議会、監査機関などの運営費用、新システムの構築費用など、新たな費用が見込まれることを考慮すると、より実行性のある具体的なコスト削減策の提示が求められる。

企業団方式への移行が、単なる大阪府水道部の「看板の付け替え」に留まらぬよう、府民に対して具体的な課題解決策及び効率化策を早期に示されたい。

1 企業団方式移行に係る経緯と諸課題

(1) 企業団方式移行に係る経緯

平成18年2月から水道事業の府市連携協議がスタートし、約2年間の連携協議を経て、平成20年2月からは府市統合協議として進められてきた。

府市統合協議においては、外部有識者で構成する「府市水道事業統合検証委員会」を計4回開催し、安定性、効率性、公平性の観点から、事業統合の是非を議論された。特に、同委員会報告書では、府市財政逼迫や過剰設備の問題を背景として、浄送水コストの削減など効率性に重点を置いて検討する旨が記されており、減価償却費、有収水量及び動力費、事業費削減額、人件費削減額、総費用削減効果などを中心に具体的な議論がなされた。

しかし、協議を重ねたものの結論に至らず、平成21年3月31日、大阪市が「コンセッション型の指定管理者制度」を新たに提案し、新提案を軸に検討を進めることとなった。

その後、府では、平成21年7月に大阪府戦略本部会議において、大阪市提案のコンセッション型指定管理者制度を導入し、将来的な広域化（府域一水道）を目指し、あわせて府単独で用水供給料金の値下げを行うことなどの基本方針を決定した。

上記の方針を受けて、府営水道協議会・幹事会から要請を受けた市長会・町村長会で今後の水道事業統合の協議を進めた結果、平成22年1月30日に受水市町村（42市町村）が首長会議を開き、これまで進められてきたコンセッション型指定管理者制度による府市統合案を選択せず、42受水市町村で平成23年4月に府水道事業を継承する一部事務組合（企業団）を設立することを目標に検討を進めていくことを決定した。なお、現時点では大阪市は同企業団の設立に参画していない。

これを受けて、府では平成22年2月の大阪府戦略本部会議にて、「企業団方式の検討に市町村と一体となって取り組むこと」を決定した。

(2) 企業団方式移行に係る諸課題

上述のように平成23年4月の企業団への移行に向け、大阪府水道部では移行準備を進めているが、以下の点で詳細な検討を要する課題が山積していると考えられる。

ア 利水撤退を決定したダムに係る損失等の処理、退職給与引当金の引当不足、年度の事業費用の過少計上など、決算書における情報開示の点で、移行までに整理すべき事項が残っている。

イ 平成23年4月に企業団を立ち上げることを想定すると、限られた時間の中で市町村との調整業務を含んだ様々な手続を行う必要があり、その移管スケジュールは非常に厳しいことが想定される。その中で、移行に当たっては「不用地の早期処分」、「不用地を含む資産・負債の承継の範囲や承継スキーム」「府水道事業の従事職員（特に技術職）の取扱い」、「工業用水道事業の用水供給事業との一体的運営の検討」、「企業団での更なる用水供給料金の値下げに向けた具体策の検討」、「各市町村水道事業との連携並びに人材の受入方針の検討」等、その個別課題は非常に多いと考えられる。

ウ 企業団方式への移行に際しては、大阪府水道部の事業を承継し、設立当初は職員の身分移管又は派遣で事業運営を行い、市町村水道事業と連携を拡大することで、人材、施設整備、業務などの共同化を図り効率化を目指す旨は確認されているが、その具体的な効率化方策は示されていない。特に、企業団方式では「更なる用水供給料金の値下げ」を打ち出しているが、コスト削減などの具体的な方策は示されておらず、効率性の点からの十分な検証が行われたとは言い難い。

エ また、企業団方式への移行に当たっては、一部事務組合方式という新たな自治体を設立することになるため、議会、運営協議会、監査機関などの運営費用、新システムの構築費用など、新たな費用が見込まれることを考慮すると、より実行性のある具体的なコスト削減策の検討が求められる。

2 課題

- (1) 上述のように、企業団への移行に当たっては、ア及びイの情報開示や移行に係る具体的課題について、適時かつ着実に対応されたい。
- (2) またウ及びエの効率化策に係る課題について、具体的なコスト削減策等を早期に示されたい。
- (3) これらの検討に当たっては、企業団方式への移行が、単なる大阪府水道部の「看板の付け替え」に留まらぬよう、府民に対して具体的な課題解決策及び効率化策を早期に示されたい。
- (4) 以上のように、大阪府水道部のあり方については当初、現況及び将来にわたる水需要の低下予測を背景とした大阪市を含めた過剰供給能力と過剰投資の解消を目指して検討を始めたことから、今回の企業団への移行も目的達成のための一過程に過ぎず、府民負担の軽減を実現するものでなければならない。今後も、企業団への移行とその後の広域水道の実現によって、当初目的である過剰設備・重複投資の解消及び浄送水コストの削減に努め、水道料金のさらなる低減など府民への還元にも努められたい。

委 員 意 見 票

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府水道部	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成 22 年 6 月 11 日から 平成 22 年 7 月 21 日まで
---------------------------------------	--------	---------------------	--

委員意見

大阪府水道部の平成 21 年度契約の中には、(1) 総合評価方式を採用しているが、技術評価に係る審査が不十分と考えられる契約や、(2) 適格とは認め難い業者の入札を回避するための方法等を採用していれば、質の低い業務履行を回避できたと考えられる契約が存在していた。

今後の発注においては「公平性」や「経済性」等を考慮した上で「適切な技術審査体制の構築」や「業務履行能力の確認」などの改善を行い、あわせて府民等第三者に対して説明責任を果たせる契約事務を遂行されたい。

1 大阪府水道部で採用されていた契約に係る具体的問題点

(1) 見直しを要する契約について

ア 送水管布設鋳鉄管製作及び継手工事（庭窪諸口系統連絡管）守口 2 工区

本件は総合評価方式により業者を選定しているが、技術評価においては、入札時に大阪府側から提供した参考資料の内容を、提案書に「そのまま転写」した業者が結果的に最も高い評価を受け、最終的に選定されている。

【契約概要】

工事名	送水管布設鋳鉄管製作及び継手工事（庭窪諸口系統連絡管）守口 2 工区
落札方式	総合評価方式・技術審査型（標準）
入札にあたっての課題	① 鋳鉄管布設の継手接合について留意すべき事項をすべて記述すること
	② 配管施工及び接合作業を確実に安全に行うため、留意すべき事項をすべて記述すること
	※ 但し、これらの課題にあたっては「U型、U-D型ダクタイル管 接合要領書」（日本ダクタイル鉄管協会）及び「土木請負工事必携（水道編）第2編土木工事共通仕様書（水道編）」を熟読して作成すること。

【落札結果】

会社番号	入札金額(円)	技術評価点	総合評価点	備考
1	588,000,000	111	18.875	落札
2	563,200,000	80	14.2045	
3	563,200,000	80	14.2045	
4	—	—	—	辞退

上記の「契約概要」のとおり、本件業務の入札に際して、「U形、U-D形ダクタイル管接合要領書」（日本ダクタイル鉄管協会）及び「土木請負工事必携（水道編）第2編土木工事共通仕様書（水道編）」が参考資料として入札業者に提供されたが、その資料がそのまま本件入札提案における模範解答となっていた。

なお、本件はキーワード採点となっており、他業者の提案書には必要なキーワードが欠けていたため、落札者に比して技術評価点が低かった事実も存在するが、いずれにせよ「そのまま転写すれば必要なキーワードがすべて網羅できた」点を鑑みると、本件の技術審査が真に客観的に適正であったかについては疑問が残る。

このため、本業務における技術審査が適正であったか否か（本当に業務履行能力を適切に評価できているのか）は、十分な事後検証が必要であると考えられる。特に、本件の場合、他業者は落札業者より低価格での入札を行っていたため、審査の実施方法によって仮に結果が変われば、コスト削減を図れる可能性もあったため、十分に検証されたい。

イ 危機管理計画検討業務及び地域市町村水道事業の広域化に関する調査委託業務

両業務は、価格のみを評価する一般競争入札を採用しており、その結果、最低制限価格（落札金額の下限）での落札となり、それぞれ同一価格で入札した業者から電子くじによる抽選によって落札業者を決定している。

【契約概要】

担当部署	調整課企画調整グループ	経営企画課広域化推進グループ
委託事業名	危機管理計画検討業務	地域市町村水道事業の広域化に関する調査委託
委託金額	9,065,700円	6,172,950円
契約年月日	平成21年10月19日	平成21年7月31日
契約の内容	地震災害発生時における危機管理シミュレーションの業務委託	阪南地域の給水広域化にあたっての安全性・安定性の検討・調査委託

この結果、両業務の履行結果の事後評価を記している「成績評定書」において、

- ・ 課題の解決にあたって積極的かつ自主的な提案がなかった旨
- ・ 検討業務の条件を十分に整理できておらず成果品の作成に時間を要した旨
- ・ 提案力が弱く、調査の企画・体系については、委託元から大幅に指示が必要であった旨

のコメントが示され、両業者とも業務の質において低い評価を受けており、最低合格点の 65 点(※)がつけられることとなった。

※ 平成 22 年度より、直近受託実績にて 64 点以下の評価をとっていれば次回入札不可となる（平成 21 年度までは、59 点以下が次回入札不可）。

しかしながら、危機管理シミュレーション関連業務及び水道事業の広域化に関する調査委託の両業務は、専門的知識・経験、関連業務実績等を必要とする専門的コンサルティング業務であることを考慮すると、その委託先決定に当たっては価格入札とあわせて、「業務履行能力」を評価する仕組みが必要であり、すなわち、履行能力のない業者の入札を回避するための工夫が必要である。例えば、入札業者の実績等を考慮した上で、参加条件を設定しておくこと等が考えられる。

また、予定価格や最低制限価格が事前公表されているために、業者の入札が最低制限価格に集中する結果、電子くじによる抽選となるため、今後は事後公表にする等、制度としての改善の必要性もあると考える。

総合評価方式について

大阪府における業務発注に際しては、様々な契約・評価方式が選択肢として存在しており、総合評価方式もその一つである。

一般競争入札では価格面のみを考慮して落札業者を決定するのが通常であるが、総合評価方式とは、入札における落札者の決定において、「価格」のほかに「価格以外の技術的要素」を評価の対象に加えて、品質や施工方法、実績等を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価し最も優れた案を提示した者を落札候補者として決定する方式（地方自治法施工令第 167 条の 10 の 2）である。

2 課題

上述のとおり、大阪府水道部の平成 21 年度契約の中には、(1)総合評価方式を採用しているが、技術評価に係る審査が不十分と考えられる契約や、(2)適格とは認め難い業者の入札を回避するための方法等を採用していれば、質の低い業務履行を回避できたと考えられる契約が存在していた。

今後の発注においては「公平性」や「経済性」等を考慮した上で「適切な技術審査体制の構築」や「業務履行能力の確認」などの改善を行い、あわせて府民等第三者に対して説明責任を果たせる契約事務を遂行されたい。

※ なお本記載は、特定の業務につき契約方式の採用が間違っていたことを断定するものではなく、あくまでも第三者からの視点で、契約方式の決定に際し、一定の考慮が必要ではなかったのか、その見直し検討を依頼するものであることに留意されたい。

委員意見票

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府水道部	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月11日から 平成22年7月21日まで
-------------------------------	--------	-----------------	------------------------------

委員意見

大阪府水道部の備蓄水は、主目的は「災害用」であるが、5年の保存期間のうち4年を経過し、賞味期限が近付いたものについては、廃棄する代わりに「水道のPR用」にも使用できるよう製作されており、2つの目的が存在するために、製作コストがやや割高になるとともに、事業としての到達目標やどの程度のコストをかけるべきかの検討及び事後検証が困難になっていると考えられる。

また、「災害用」という目的を考慮すると、行政本来の責務として、一般会計にて担うべき部分がある業務と考えられ、事業経営の状況がそのまま水道料金に反映される可能性のある公営企業会計で担っていくべき業務であるか、疑問が残る。

本事業の目的やコスト投入の考え方及び業務の担い手が適切であるかを再検証した上で、事業の存廃を含めて見直されたい。

1 備蓄水製作・販売業務の現状・背景、受検機関の対応

(1) 備蓄水について

大阪府水道部（以下「水道部」という。）では災害時等の府民への応急給水拠点となる「あんしん給水栓」を整備しているが、この応急給水事業をさらに補完するため、平成15年度から「災害用」を主目的とした備蓄水製作を開始している。

なお、備蓄水は「災害用」以外に、5年の保存期間のうち4年を経過したものを、「PR用」としても活用している。

災害用備蓄水は「70歳以上の高齢者が震災などの緊急時に一人当たり一日3リットルを確保」することを目安として（ただし、実際の配付対象は70歳以上には限定していない）、100万本を水道部各機関、広域防災拠点、大阪市を除く42市町村に配布又は保管することとしており、毎年20万本ずつ更新している。なお、府民の要望もあり、平成18年度より、一般販売にも供されている。

この事業は平成20年度まで、水道サービス公社に委託していたが、同公社の解散に伴い、平成21年度は水道部で直接事業を実施している。

(2) 製作目的の変遷に係る問題点

災害用備蓄水は、保存可能期間が長い方が望ましいため、5年間の保存が可能なアルミボトル缶により製作されている。参考として備蓄水製作にかかっているコストは下表のとおりである。

（過去5年の備蓄水製作コスト）

年度	製作本数(本)	契約金額(円・税込)	単価(円/本・税込)
平成17年度	300,000	23,436,000	78.12
平成18年度	230,400	18,821,376	81.69
平成19年度	300,000	24,948,000	83.16
平成20年度	300,000	26,145,000	87.15
平成21年度	72,000	6,107,850	84.83

※ 平成21年度は当初420,000本（備蓄用300,000本+販売用120,000本）を発注していたが、水質トラブルのため変更（減額）契約し、72,000本（全て備蓄用）の製作となっている。

上述したように、備蓄水には「災害用」と「水道のPR用」の2つの目的があるため、単純に「災害用」のみを目的とした場合に比して、製作コストがやや割高となってしまふ。

(3) 業務の担い手に係る問題点

備蓄水の製作主目的が「災害用」とされていることを鑑みると、防災対策という行政の本来的な役割であると考えられる。

そのため、水道料金を財源とする公営企業会計で全額負担すべき業務であるかは疑問が残る。

2 課題

上述のように、大阪府水道部の備蓄水は、主目的は「災害用」であるが、5年の保存期間のうち4年を経過し、賞味期限が近付いたものについては、廃棄する代わりに「水道のPR用」にも使用できるよう製作されており、2つの目的が存在するために、製作コストがやや割高になるとともに、事業としての到達目標やどの程度のコストをかけるべきかの検討及び事後検証が困難になっていると考えられる。

また、「災害用」という目的を考慮すると、行政本来の責務として、一般会計にて担うべき部分がある業務と考えられ、事業経営の状況がそのまま水道料金に反映される可能性のある公営企業会計で担っていくべき業務であるか、疑問が残る。

本事業の目的やコスト投入の考え方及び業務の担い手が適切であるかを再検証した上で、事業の存廃を含めて見直されたい。